

令和4年9月22日

遊漁者等 各位

魚沼漁業協同組合

代表理事組合長 皆川 雄二

不祥事件のお詫びと報告について

平素より当組合の事業に、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、大変遺憾ではありますが、40代女性職員による不祥事件(組合費の横領事件)が発覚いたしました。

現在の調査時点で判明している金額は次の通りです。また、当事者は事件の発覚後 停職処分としております。

着服金 17,211,675 円。うち 12,572,450 円は既に返済済みです。

なお、未回収の金額については、弁護士と相談しながら、早期回収に努めてまいります。

今後は、未返済金の回収と、信頼を一時も早く回復すべく、役職員一同原点に立ち返り、誠心誠意業務に精進する所存であります。

今後とも、組合業務に引き続きご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。